

破防法適用粉砕ノ組織防犯のため

へはじめに

10月8日佐藤討ペト反対デモ、11月12日佐藤討ペト反対デモ、このふたつのデモに対し、治安当局は破防法の適用を「真剣」に検討してゐる。われわれはこの今回の破防法適用に難解として反対するとともに、たゞらに適用阻止の斗争を粗まねはむらじ。

政府の破防法適用に對するねりいはどこにあるのらうか。それは現在の治安体制とは質的に異なつた体制をしようとするのである。それは警察権力の集中制強化のものと云つても可い。それである。

破防法適用の準備は、この準備と同時並行に制定された。それは治安維持のものとこの組織を改めつてのことである。一般に治安維持は日本の民主化を妨がつたことと云つて可い。それは警察は旧天皇制國家を解体した結果としての民主化であり、下からの運動に對しては治安維持に反対した。

旧國家体制の解体を機に、下からの運動のエネルギーはふん出した。治安維持は旧体制を解体した結果として、同時にこの下からの運動を在野する体制を作つてやる必要があつた。治安維持の目的は、公安委員会と規制令等々の治安政策は、旧体制における治安立法の意図を継承するもの以外の何ものでもあつた。かくて朝鮮戦争の開始と共に、治安維持は「急進化され、レンドバースを契機に思想統制の費用に費はれるのである。

治安維持の目的は、治安維持の現実にあつてその目的は治安維持が要求されたというよりは、むしろ治安維持が要求されたに因りて治安維持の目的である。治安維持の目的は、治安維持の現実にあつてその目的は治安維持が要求されたというよりは、むしろ治安維持が要求されたに因りて治安維持の目的である。

治安維持の目的は、治安維持の現実にあつてその目的は治安維持が要求されたというよりは、むしろ治安維持が要求されたに因りて治安維持の目的である。

破防法に定められてゐる団体の解散は、直接的には「暴行行為」の禁止であるが、もとに解散が実行されるや、それは団体の一切の活動を制限。禁止するわけであり、政治活動の自由は全く言葉の上のことになつてしまふ。そうすればもはや思想統制であり、排外主義を強制する和室が形成されることになる。

破防法制定以降の治安の運用については、個人に對する罰則の適用例は5件あり4件が1審で無罪判決を得てゐる。一々団体に對する適用はなし。治安当局は適用を意図しなかつても現実に對して適用をせまられることのはいまま今日にいたつてゐる。

それはこのような組織の治安体制とは質的に異なつた体制をしようとするのである。それは警察権力の集中制強化のものと云つても可い。それは警察権力の集中制強化のものと云つても可い。それは警察権力の集中制強化のものと云つても可い。

排外主義、ナチズムナリズムの形態は自然な結果として、マロニエによって形成されるのである。それは意識しようとしまじと向階級の斗争の結果であり、かつるロスターアートの敗北の過程にある。あるいはこれの帝国主義のナチズムが大家をとりとると見るのはあつても及相的である。それは帝国主義に反対し、同じくは賛同しないものである。

治安維持の目的は、治安維持の現実にあつてその目的は治安維持が要求されたというよりは、むしろ治安維持が要求されたに因りて治安維持の目的である。

治安維持の目的は、治安維持の現実にあつてその目的は治安維持が要求されたというよりは、むしろ治安維持が要求されたに因りて治安維持の目的である。

治安維持の目的は、治安維持の現実にあつてその目的は治安維持が要求されたというよりは、むしろ治安維持が要求されたに因りて治安維持の目的である。

手段は次の通り。

(1) 公安調査局長官が当該団体に対し自分の請求と

その理由を提出し、団体は弁明を求めらる。

官報で公示、7日後に通知があるとする。

(2) 通知より7日後当該団体の弁明

(3) 処分請求理由、団体の弁明を調査に作成し、

長官が公安調査委員会に提出する。

官報で公示、7日後通知ありとする。

(4) 公安調査委員に対する団体の弁明、通知より4

日以内

(5) 公安調査委員の審議

(6) 取り消しの訴え

裁判所は努力する。

資料

戦前の治安体制の特徴

治安国家の持味は、現実には存在してはいるが治安の素乱を想像し、その仮想的な治安素乱を予防的に鎮圧する手段をつねに保持しようとする体制にある。治安素乱の結果に對しては、折衷かこのりである。この体制が、いわゆる天皇制の権威を国民に強制し、よってこの国家統制をなした基礎なのである。ではいかなる治安政策が、このような体制を保障しえたのだろうか。このことを戦前から検討することは無意味ではあるまい。

(1) わゆる戦前の治安立法の主なものは、治安警察法、出版法、新聞法、治安維持法がある。

治安警察法には政治結社の届け出の義務、集会の届け出の義務が定められ、集会については警察の判断により、警察に對しては内務大臣が、これを禁止することができる。さらに集会には警官が出席し、秘密結社は禁止された。

出版法には、文書の届け出制が定められ、必要あらば内務大臣はこれを差控にし、差し押さえることができる。新聞法の場合も、出版法と同様である。

これらの法律によつて、政府は、集会、結社を事前にキャンナシし、出版、新聞を統制し、それをもつて治安素乱を予防したのである。

だが、戦前の治安国家の体制を支えたものは、法律のみではなかつた。法律は、その運用によつてはじめて具現化される。治安立法を運用するのは、非合法活動に對するかんじの検閲と、強力な行政執行力である。そして民衆の抵抗が、行政執行力によつて粉砕され

たとき、政府執行の意は、単に治安のみならず民衆の生活のあらゆる分野にわたつて強制的統制力として貫徹されたのである。

政治下衆としての持高が戦前のスパイ機關であつた。明治末期の「社会主義」運動の展開に對抗して、中央集权的な政治下衆として特別高等警官がつけられ、社会主義運動をとりしめることを専門とした。そしてこの時期は、治安下衆法律々の治安立法が制定される時期と密着してゐる。この持高は下衆のなかでも、特权的な地位が与えられた。

最後に、未端の下衆官がもつていた重大な行政執行力について述べねばならぬ。下衆官の職務及びこれには多くのエッセンスがあるが、この実地的基礎は、行政執行の面にもつた行政権にある。従来とは下衆上の階級を意定するおそれのある者に対し、一時その身体の自由を奪取する权力的作用であり、犯罪とは直接關係しなかつた。この行政処分であつた。しかもこの機束には行政訴訟が許されなかつた。内務省の一言は、こゝに「行政執行法は、社会に取締上を課する最も精緻な武器であり、伝家の宝刀である。議院に對して、特殊更奇端言を弄し、(ハ)つたりするさざり男に對し中止、後者を喰ひたどきの捕獲さ、これこそ金銀のみの知る秘密の武器前である」

この機束の権限により、下衆官による、立入、テロ調査、尾行、はりこみ、予審問等々が効果をあげ、下衆の強権を保障したことは論をまたない。

かくて政府の意は、法律によつてついでに多岐を争えられた下衆の権力機軸である下衆官の強制によつて貫徹され、日本の人民はこれと抵抗し、

当時の内務官機、持高官機は、戦後の一時期のパイロのあと、またもや権力中犯に降を下さして、民衆の力によつて打倒されることのみならず、彼らの思想は、戦前のそれと根本において異なる。すなわち今日、被成法、公安調査府、警備下衆、下衆攻撃としようように、戦前の担当者の同じく準備されてゐるのである。

戦後における治安体制の形成過程

政治下衆の再生と強化―講和まで

オ2次大戦後アメリカは、日本の政治権力を解体した。俗に言うところの「占領軍の民主化政策」というのがそれである。天皇を頂点とした官僚政治体制は解体せられ、治安維持法等の特別刑法は廃止された。二のような事態は、結果として民衆に自由と民主主義を与えることになったが、アメリカの意図したものは日本の政治体制の解体と再編にかすぎず、民衆に自由を与えることではなかつた。

独占資本がその力をほしひままでにこしたところの権力残存が破壊されるばかりで、民衆の運動は益々に力をまました。やがてその力は、アメリカが組織した新たな政治体制をゆるめさせるほどに成長した。二の時点でいわゆる逆コースがはじまるのである。それはさらに中国革命の成功と朝鮮戦争の開始という国際的かんきよつの中で、一及拍車がかけられた。

サ条約までの洵は、GHQが公安法令、国規令、スト規制などを行い、治安政策の前面に立った。そして解任された旧体制は、とくに大衆を中心と再編復活していくのである。サ条約締結前後は、GHQのもとでの治安体制をひかひきつづけたが、日本政府の眼目であつた。解任法、治安法改定、スト規制法、と臨済改憲、奔々の反動立法がしつづつくりかされた。

だがの軍守保は逆コースの政治過程に一心の着意をこけることも新しく課題を提起した。日露会談、廣瀬昇港、基地放棄、領土問題等々、軍力強化と海外侵略につながる諸課題であり、治安問題は後影にしろいたかの如く見えた。しかし、GHQは勿論、軍力強化による切迫された局面は60年代の意味を明確にし、70年代階級斗争の性格を補き出した。すなわち、軍力強化と海外侵略と治安問題が密着して進行していることである。いまや再編強化された治安体制の発動との真向からの闘いが開始されたようにしており、それは旧帝の海外侵略への野望もたつた必然的な結果なのである。

講和までの治安対策は、たとえばニースト禁止、政令ニ一号、国規令、レットパーシ等々にみられたごとく、GHQが前面にたち、その権力によつて支えられてきた。だが、この時期は一たん解体された暴力装置が再組織される過程であつた。一般的には昭和20年〜22年の間は、民主化の進行した時期といわれている。だが大衆権力の再編成はすでにこのときよりはじまつてゐる。

ホツカム宣言も十項は次の様に要求している。1 日本国政府は、日本国民の間に於ける民主主義の

傾向の強化に對する一切の障礙を除去すべし。言論、集會及思想の自由を基に民主的人権の尊重を確立せらるべし。

この要求の具体化として大衆運動に對しては次の要求がなされた。①20年10月4日、政治的市民的及宗教的自由に對する制限の撤廃に關する復讐書(一)とその主な内容は、(1) 思想、集會、集會言論の自由に對する制限の撤廃(2) 法の廢止、(3) 情報の蒐集及頒布に對する制限の廢止、(4) 一切の秘密法案の廢止、(5) 特高法案の官全夏の廢止、(6) 併々であつた。

この復讐書にたいし、10月3日には、国政保安法、軍事機密保正法、軍用機密保正法、不穩文書臨時取締法、言論、出版、集會、結社等臨時取締法等が廢止された。10月15日には治安維持法、思想犯保正法案等が廢止され、さらに10月22日特高関係法案四九八名の廢止、11月24日治安法案の廢止にひきつづかれた。こうして旧治安体制の解体が進みゆくばかりで、同時に新たな治安法案機密が形成されてゆく。

12月19日には早くも公安法案が誕生した。公安法案は「大衆的集团的非法越軌行為又は多衆を動員して敢行せられる非法越軌行為等のものに重点を指向しこれに對処するものとして誕生をみたのである。

そしてこの公安法案は22年と案法の實施と23年と案法の實施とつた「民主化」の流れに抗し、着々とその活動が強化していった。21年1月にもトルによる武装、同3月には軍による武装がなされた。さらに証言争議と時局増した労働争議にGHQと兵に介入し、7月には情報活動への介入(一歩をふみだした。そして8月には機上上の強化が図られ、内務省に保安課が、公安課一課と公安課二課とにわかれ、大衆運動の取締りは独立の課によつてあつかわれるようになった。

一才22年に法案が實施された。これは旧大衆の中央集权的体制を否定し、国家地方大衆と自治体大衆の二本立てとし、その官理通管を都道府県公安委員会の権限にゆだねた。だがこの法のもとでも中央集权化への努力がしつづつくりかされるのである。

なお、この年の折衷すべき事は機動隊の発給が切り揃はれたことである。同年5月、大衆の手腕隊が二千名で発給したのである。

22年の大衆法により大衆権力は「民主化」され

たわけであるが、大衆の要求、権限の面では戦前の行政執行法はまばらに生きていた。これに対する措置として大衆の加担を促された(22年7月)が、これによつて大衆の加担はそれの停止を待つことになつた。以上の過程をまよめるならば、一オオ大衆の民主化の発端、大衆の加担の発端、他オオは「大衆の民主化」の態勢整備の一環の完了といふことか、けは時を同じくして行なわれたのである。これに公衆は、機動隊の編成も本格的になつて来た。これ以降は大衆の加担と大衆の加担との意図されることとなるのである。

G.H.Q体制の法制化

甘条約前後の治安立法

G.H.Qによる旧日帝の政治体制の解体は民衆を以ていへるとした結果を生じた。民衆の力が新たな体制をゆるがせはじめた。G.H.Qはこの下からの運動に鋭く敵対したのである。当時のG.H.Q下の治安体制は、公安条令による集會、デモ規制、政令二一等等によるスト規制、田規令による政治活動に対する規制であつた。朝鮮戦争の開始と共に、これら治安体制の運用は強化され、田規令は、共産党に適用された。

講和条約をひかへた日本政府とつて、G.H.Qが力が解消されれば、さむかぬ弱い体制しか残されてないことは明らかであり、かくてG.H.Qのもとの治安体制をいかにして日本の新体制の下に法制化してゆくかが政府の課題となつたのである。

その基本的方向は次の様であつた。

(1) 大衆力の強化、中央集権化

22年大衆法による国と自治体大衆との分離は、大衆の政治的機能をいぢりこむ低下させた。政府は自治体大衆に対しては財政的にあきらめ、国への移行を促進すると共に、とくに公安大衆は全国体制をさし、22年大衆法改定をすすむに中央集権体制をとりこむこととした。

一オオ大衆の意思は存続したが、戦前の行政執行法の夢が忘れられず、治安当局はあらゆる機会をとりこむ大衆の加担、権限を強化しようとしてゐる。

(2) 破防法による政治団体への弾圧

軍垂力の増強とこの行使は、統合的國家体制を要求する。政府、治安官僚はこの公理につき動かされ、統合的國家体制への礎石を打ちたてようとした。破防法制定がこれである。この法が現実の階級斗争

の要求をひき出し、当時の担当者の理念上、政治思想上の困難であつたかは、その団体規制が一変も適用されなかつたことによつて明らかである。

(3) デモ規制法、スト規制法、破防法等大衆運動及び労働運動に対する弾圧。

これは法的規制もなすことながら、圧力的な大衆の力量によつて、力をもつて規制してゐる。

(4) 勸諭による教育の國家支配

かくて60年安保斗争までに、政府は法的には治安体制の基本を確立してしまつて来たといえる。その後に残されたものは、大衆、軍隊といふ暴力装置の強化と海外侵略との関連で、いつ破防法適用を軸とした統合的國家体制の完成をなすかといふ政府の政治的判断のみである。

破防法適用に對しいかに斗争か

基本的諸問題

(A) キノに敵を知ることを知る。

核武装、海外侵略の問題が沖繩をテコに軍安保にむけ、60年代後半の階級斗争の主要な内容になつてゐること、そして「公理」に固まつてもなく国内治安体制の確立が進むであろうこと、これらのことを我々は知つてゐる。いま必要なのは、このような基本的認識のもとに、その現実の政治の突進がどのようなかを知ることである。

われわれは、これまで、破防法適用の検討という政府、治安当局の改定を受けるばかりで、その改定の意味を、実態的に明らかにできなかったものがある。若干の整理を行なつてみよう。

(1) 破防法適用は何を意味するか。

破防法による団体の解散は、団体の政治活動そのものに対する否定であり、そのような行為は、個々の政治的行動を基準にするよりも、思想の骨否の判断により実行されることになる。それは思想統制であり、統合的國家体制への移行を意味する。

(2) 今回の適用検討の背景。

この統合的國家体制への移行は、法的にはすすむに可能であり、海外侵略といった特殊主義による國家の統一の必要性が現実に向かわれる時点を、適用は検討されるのである。そのような時代に入つたことを確認する必要がある。

(B) 破防法斗争の性格

今回の破防法適用への政府の動きは、進められて強制されたのではなく、余裕をもつた予防

指圖である。だが、政治的だとは言え、適用の検討を
していることは、いずれ適用不可避という判断にの
つとつていふことを示すものである。二例の二つと
から次の帰結をえることができる。

(1) 被弾法適用反対斗争は、その課題が民主主義の
ほんらゆうに入るゆえ、自然発生的な昇陽を得るに
らう。それは、条件によつては、全人民的斗争集
団になりうる。

(2) だが被弾法適用が軍暴力強化、海外侵略と無縁
でなく、階級階級の利害対立がぬきざしならぬ時
点にさしかかろうとしているときに準備されている
ことから、軍暴力強化、海外侵略に対していかなる
政治斗争を展開しうるかによつて、被弾法斗争の意
義は定まることになる。

(3) この二つは適用がまだ政治的であることによ
つてさらに一歩推進される。というのは、大衆はま
だこの問題を自らのものとして受けとつておらず、
一部極左に對する矛盾としてしかみていないだろ
うからである。それゆえ、この時点では斗争を組織する
場合、民主主義論争しか提起できないのである。但
し、政治斗争の目標は、きりと設定し、軍暴力強
化、海外侵略のあらゆるあらゆるたりにして不断に
実行斗争を闘いぬくならば、大衆は被弾法問題を一
般民主主義としてしか理解しえない。起點から、民主
主義的斗争の特殊な意義を理解する。起點へとひき
あけてゆくことな可能になる。

(4) 被弾法斗争を単に民主主義の問題としてしか提
起しえないならば、それは暴力否定、暴力斗争否定
の蓋然に導かされるであろう。われわれは、軍暴力
強化、海外侵略に對する斗争をよびかけ、その斗争
が力と力の対決にならざるをえぬ。二つを誤解しな
ければならない。

(C) われわれの任務

(1) 被弾法適用反対斗争の組織化をただうに始める
こと。

民主主義の観点から、あらゆる大衆組織、被弾法
学者、個人等をふくめた斗争組織を形成する必要が
ある。われわれは民主主義的観点が、暴力斗争を否
定する場合があることを理由に、その観点をひつこ
めこはならない。この二つは二者択一的なものとし
て考へてはならない。われわれは民主主義斗争の先
頭に立つと同時に暴力斗争の先頭に立つ必要がある。

(2) 被弾法適用阻止斗争にとりくむこと。

暴力斗争と弾圧、二れのくり返しのみかた、斗争
主体も弾圧体制もともに強化されてゆくであろう。

弾圧に對抗して政治斗争を貫徹させることこそ重要
である。

(3) 党の問題

合法、非合法、党の本ルシエツキ化、といわ
れこいる諸問題は、今日のわれわれの現状からす
るならば、職業的革命家とどのように形成し、い
かに配置するかという問題である。

当面の権力からの政治対策は次のようである。

二の間の権力の文書は、情報活動の強化、大衆
官の職務執行力の強化をあげることからできる。従
つて、必要なメモ等々は処分すること、喫茶店
での会議をつつしむこと。当局のスパイ活動に注
意すること等々があげられる。だがこれらは、個
人の政治対策として、最低限のものあり、組織
としての政治は、職業革命家を軸に下した民主集中
制を完成させることである。